

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について農業保険(収入保険、農業共済)及び任意(建物、農機具)共済の保険料等の支払い期限を延長します。

対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、
収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが困難であることの
「申し出」を農業共済組合に行っていた農業者の方

内容

- 1 収入保険
保険料、積立金、付加保険料(事務費)の支払期限を
保険期間を開始する日から起算し、11ヶ月を経過する日を限度に延長します。
- 2 農業共済
 - ①農作物共済、畑作物共済、果樹共済
共済掛金の支払期限を品目ごとに、収穫期の1ヶ月前までを限度に、
最長令和2年9月30日まで延長します。
 - ②家畜共済、園芸施設共済、任意(建物、農機具)共済
共済掛金の支払期限を令和2年9月30日まで延長します。
- 3 加入申請手続の柔軟な対応
対面での手続が困難な方につきましては、電話での加入申込みを
承ります。(申請書類は、後日提出いただきます。)

※ 詳細は、お近くの農業共済組合(本所・支所)にお問い合わせください。

徳島県農業共済組合

本所:088-622-7731

南部支所:0884-21-1050

東部支所:088-675-0120

西部支所:0883-52-3301